

○内閣府告示第三十三号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和五年内閣府告示第百二十六号の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分 <table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>区域</td></tr><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">新世代装備研究所飯岡支所</td><td rowspan="2">千葉県銚子市、千葉県旭市</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	番号	名称	区域	[略]	新世代装備研究所飯岡支所	千葉県銚子市、千葉県旭市	[略]		
番号	名称	区域								
[略]	新世代装備研究所飯岡支所	千葉県銚子市、千葉県旭市								
[略]										
改正前	一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分 <table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>区域</td></tr><tr><td>七十三</td><td>次世代装備研究所飯岡支所</td><td>千葉県銚子市、千葉県旭市</td></tr><tr><td>[同上]</td><td></td><td></td></tr></table> 二 [同上]	番号	名称	区域	七十三	次世代装備研究所飯岡支所	千葉県銚子市、千葉県旭市	[同上]		
番号	名称	区域								
七十三	次世代装備研究所飯岡支所	千葉県銚子市、千葉県旭市								
[同上]										

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 表中の「」の記載は注記である。